

英国で新しいISA(NISA)が始まる! 日本のNISAのモデルとなる株式型ISAは、非課税枠3割増で残高3000億英ポンド(約50兆円)に近づく可能性も。

※国際投信投資顧問 投信調査室がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。

**英国で2014年7月、ISAの非課税枠が拡大、3割増の年約250万円へ。**

英国でISAが新しくなる。2014年3月20日(木)付日本経済新聞夕刊には「2014年3月 英ISA、非課税枠拡充、NISAのモデル、3割増の250万円、日本の2.5倍に。」という見出しの記事が出た。その一部を下記する。

英国政府は株式投資や預金などに一定の非課税枠を設ける個人貯蓄口座(ISA)の制度を大幅に拡充する。7月以降、非課税枠を年1万5000ポンド(約253万円)と、現行の1万1520ポンドから約3割増額する。利便性を高め、国民の資産形成を促す。英国にならって導入した日本の少額投資非課税制度(NISA)の拡充論にも影響を与えそうだ。…(略)…。非課税枠はこれまで段階的に引き上げられてきた。今回の引き上げ幅は3480ポンドと過去最大で、制度開始時の7000ポンドから枠は2倍以上に拡大したことになる。これまでISAは株式型と預金型に分かれていたが、これを一本化する。…(略)…。ISAの株式型では、600万人以上が非課税枠をすべて利用しており、上限引き上げでさらに投資を呼び込む効果が期待できそうだ。…(略)…。(下線は筆者) ~以上が記事(\*URLは後述[参考ホームページ])。

上記は、英国政府が2014年3月19日に発表した2014年4月に始まる年度の税制改革に関するものである(\*URLは後述[参考ホームページ])。英国の新しいISAは、"New ISA" または略して"NISA"と名付けられている。日本の

NISAはNIPPONの頭文字をとっている。ただ英国では新名称を検討中であるという。この英国の新しいISA(NISA)の概要だが、①2014年7月1日よりNISAの非課税投資枠が年15,000英ポンドとなり、預金型について従来その半分までとされた上限は廃止。18歳未満が対象のジュニアISAやチャイルドトラストファンドの非課税投資枠(年3,720英ポンド)は2014年7月1日より年4,000英ポンドに引き上げ。②株式型から預金型へ資金を移すことが可能に(その逆は従来通り可)等である。

英国ISAの非課税投資枠 2014年3月19日現在

課税年度	年度開始日	英国のISA(アダルト/レギュラーISA)		
		非課税投資枠 総計 (単位: 英ポンド)	前年度比 増加率 (%)	預金型ISA (単位: 英ポンド)
1999-00	1999年4月6日~	7,000		3,000
2000-01	2000年4月6日~	7,000	0.0%	3,000
2001-02	2001年4月6日~	7,000	0.0%	3,000
2002-03	2002年4月6日~	7,000	0.0%	3,000
2003-04	2003年4月6日~	7,000	0.0%	3,000
2004-05	2004年4月6日~	7,000	0.0%	3,000
2005-06	2005年4月6日~	7,000	0.0%	3,000
2006-07	2006年4月6日~	7,000	0.0%	3,000
2007-08	2007年4月6日~	7,000	0.0%	3,000
2008-09	2008年4月6日~	7,200	+2.9%	3,600
2009-10	2009年4月6日~	7,200/10,200	0.0%/+41.7%	3,600/5,100
2010-11	2010年4月6日~	10,200	+41.7%/0.0%	5,100
2011-12	2011年4月6日~	10,680	+4.7%	5,340
2012-13	2012年4月6日~	11,280	+5.6%	5,640
2013-14	2013年4月6日~	11,520	+2.1%	5,760
2014-15	2014年4月6日~	15,000	+30.2%	15,000
非課税投資枠の累計		136,080/139,080		71,040/72,540

New ISA(NISA)  
2014年7月1日より

\*1...2009年10月6日より、50歳以上だった人は、2009年4月6日に始まる年度の非課税投資枠が10,200英ポンド(預金型ISAは5,100英ポンド)に引き上げられた。50歳未満の人は翌年度の2010年4月6日から10,200英ポンド(預金型ISAは5,100英ポンド)に引き上げられた。

\*2...2014年4月6日に始まる年度の15,000英ポンドへの引き上げは、2014年7月1日より適用される。

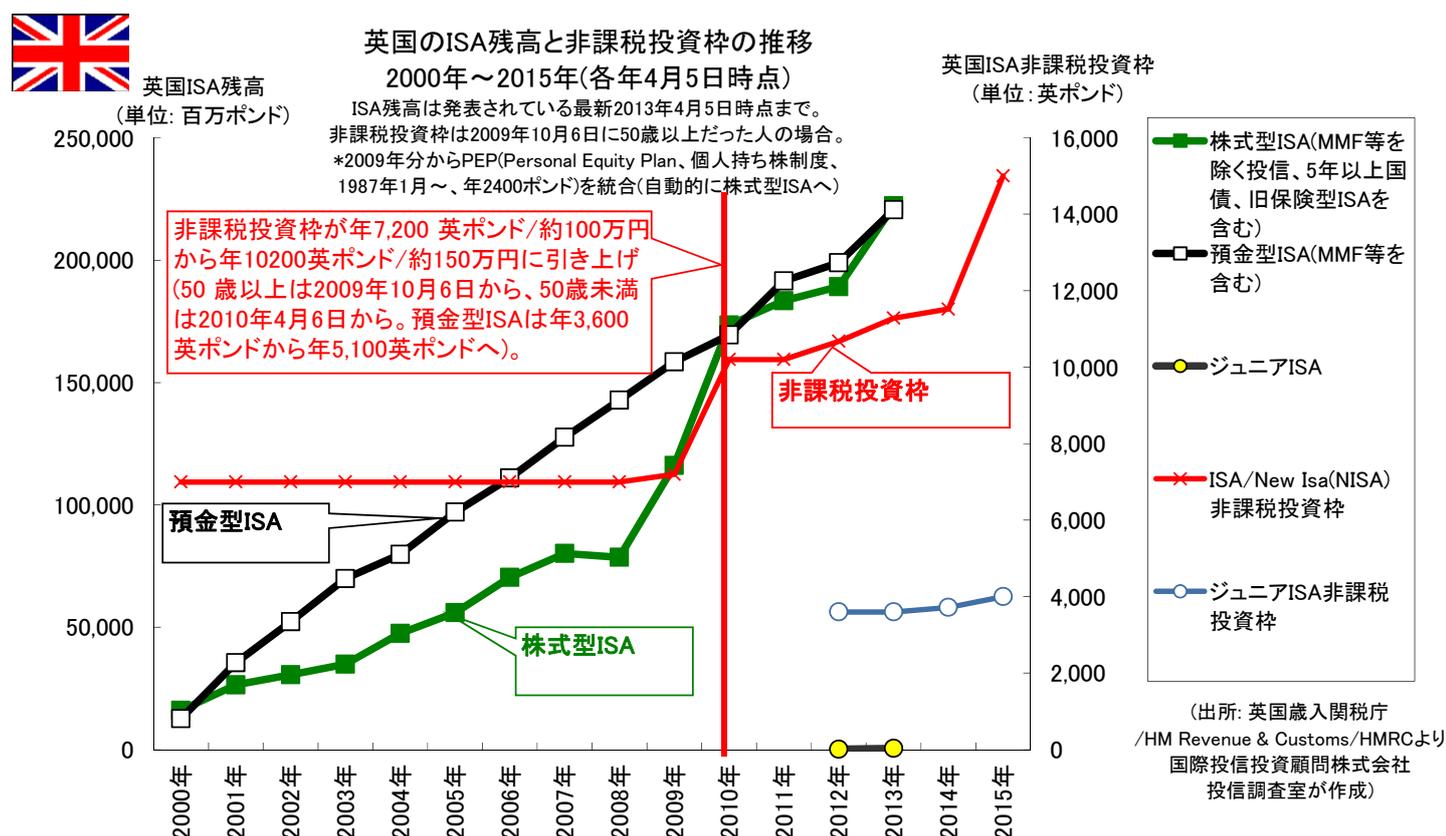
(出所: 英国歳入税関庁/HM Revenue & Customsより国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

さらに16歳以上18歳未満の場合、預金型NISAの枠は年15,000英ポンドに引き上げとなる(16歳以上18歳未満の場合は従来通り株式型の口座は開設不可)。

現在、英国ISAは株式型と預金型に分かれているが、その非課税投資枠は、預金型だけに投資するなら年5,760英ポンド、株式型だけに投資するなら年11,520英ポンド、預金型と株式型の両方に投資するならその合計で年11,520英ポンドである(2013年4月6日から2014年4月5日までの1年間)。それが今年7月1日以降、新しいISA(NISA)では、預金型だけに投資したい人は年15,000英ポンドと前年の約2.6倍になり、株式型だけに投資したい人や株式型と預金型の両方に投資したい人はともに年15,000英ポンドと、前年の約1.3倍(+3,480英ポンド)になる。

## 日本のNISAのモデルとなる英国の株式型ISAは2015年には残高3000億英ポンド(約50兆円)に近づく可能性も。

英国ISAにおいては、これまでも非課税投資枠を引き上げたことで、ISAの残高は段差をつけて急増してきた。過去に最も大きく引き上げられたのは、2009年10月。当時50歳以上だった人の枠は年7,200英ポンド(約100万円)から年10,200英ポンド(約150万円)へ、引き上げ率は約4割と過去最大だった(50歳未満の人も翌年度の2010年4月6日から年10,200英ポンドへ。その後はインフレ率に連動)。この年度末2010年4月に英国の株式型ISAの残高は前年より5割程度(+49.5%)の増加となった。英国投資運用業協会/IMAによると、『非課税枠の拡大した2009年10月にISAの純販売額は、ISA導入以来最大となり、さらにその月から1年間の販売額は月間平均約4億英ポンド(約600億円)と、前年同期比2倍以上になった。』という(\*URLは後述[参考ホームページ])。今回、新しいISA(NISA)誕生で、英国のISA残高が、仮に過去最大の引き上げ率を記録した2010年から2011年にかけてと同様に伸びるとするならば(2009年4月から株式型ISAへ統合のPEP/Personal Equity Plan、個人持ち株制度のことはあるが)、日本のNISAのモデルとなる株式型ISAは2015年4月には3000億英ポンド(約50兆円)に近づく残高拡大が見込まれる。日本でも今後の非課税投資枠の拡大を期待したい。



[参考ホームページ]

2014年3月20日付日本経済新聞夕刊…「[http://www.nikkei.com/article/DGXDASGM19050\\_Q4A320C1EB1000/](http://www.nikkei.com/article/DGXDASGM19050_Q4A320C1EB1000/)」

2014年度英国税制改正…「<https://www.gov.uk/government/topical-events/budget-2014>」

「[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/293756/8079\\_\\_New\\_ISA\\_Junior\\_ISA\\_Child\\_Trust\\_Fund\\_Budget\\_14\\_Final\\_v1.0.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/293756/8079__New_ISA_Junior_ISA_Child_Trust_Fund_Budget_14_Final_v1.0.pdf)」。

英国投資運用業協会/IMA…「<http://www.investmentfunds.org.uk/>」

以上

(投信調査室 松尾、窪田)

### 本資料に関してご留意頂きたい事項

本資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、国際投信投資顧問が作成したものです。本資料は投資勧誘を目的とするものではありません。なお、以下の点にもご留意ください。

○本資料中のグラフ・数値等はあくまでも過去のデータであり、将来の経済、市況、その他の投資環境に係る動向等を保証するものではありません。

○本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。

○本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。

○本資料に示す意見等は、特に断りのない限り本資料作成日現在の国際投信投資顧問 投信調査室の見解です。

また、国際投信投資顧問が設定・運用する各ファンドにおける投資判断がこれらの見解に基づくものとは限りません。